本資料のうち、枠囲みの内容は、 営業秘密又は防護上の観点から 公開できません

東海第二発電所	工事計画審査資料		
資料番号	工認-914 改 5		
提出年月日	平成 30 年 10 月 1 日		

日本原子力発電株式会社

東海第二発電所 添付書類 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書 ト項 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備

抜粋資料

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備	考
ト 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備の記述の うち,「原子炉」を「発電用原子炉」とし,「遮へ い」を「遮蔽」とし,「0」を「L」とし,「(2)液体 廃棄物の廃棄設備」の「(i)構造」及び「(3)固体廃 棄物の廃棄設備」の「(i)構造」の記述を以下のとお り変更する。			設置変更許可申請書 (本文)第五号ト項に おいて,工事の計画の 内容は,以下の通り整 合している。		
(1) 気体廃棄物の廃棄設備 (i) 構 造 (i) 構 造 (i) 内でであるタービン復水器 (i) 体のでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	7.1 気体廃棄物処理施設 7.1.1 処理設備概要 気体廃棄物の主要なものは、タービン復水器の空気抽出器排ガスである。空気抽出器からの排ガスは、排ガス予熱器に送り、加熱したのち排ガス再結合器および排ガス系復水器に送り、排ガス中の水素ガスを水に戻す。残留排ガスは減衰管にて通常約30分放射能を減衰させ、ついで活性炭式希ガスホールドアップ装置によって、クセノンの放射能を通常約27日間、クリプトンの放射能を通常約40時間減衰させたのち、 ろ過処理後排気筒から大気中へ放出する。 そのほかの汚染排ガスも、大気中へ放出される前に、 ろ過処理をするようになっている。	【放射性廃棄物の廃棄施設】(基本設計方針) 1. 廃棄物貯蔵設備,廃棄物処理設備 1.2 廃棄物処理設備 上(1)-①気体廃棄物処理設備は、主として主復水器の空気抽出器、排ガス再結合器及び排ガス減衰管並びに活性炭ホールドアップ装置等で構成し、排ガスはろ過処理後、放射性物質の濃度を監視しながら主排気筒等から放出する設計とする。 なお、排ガス減衰管は排ガスの通過に通常約30分、活性炭ホールドアップ装置は排ガスの通過に通常約30分、活性炭ホールドアップ装置は排ガス中のクセノンの通過に約27日間、クリプトンの通過に約40時間を要する設計とする。 気体状の放射性廃棄物はフィルタを通し放射性物質の濃度を監視可能な主排気筒等から放出する設計とする。 また、フィルタは、放射性物質による汚染の除去又は交換に必要な空間を有するとともに、必要に応じて梯子	は設置変更許可申請書 の(本文) [(1)-①と 文章表現は異なるが, 内容に相違はないため 整合している。 工事の計画の主排気筒 等は,設置変更許可申 請書の排気筒と同義で	既許可と	の整合
(ii) 廃棄物の処理能力 <u>空気抽出器</u> 系 <u>減 衰 管</u> <u>空気抽出器排ガスの通過に</u> 要する時間が通常約30分	<u>空気抽出器排ガス減衰</u> 管 保留時間 <u>約 30 分</u>	等を設置し、取替が容易な設計とする。 気体廃棄物処理設備は、主として主復水器の空気抽出 器、排ガス再結合器及び排ガス減衰管並びに活性炭ホールドアップ装置等で構成し、排ガスはろ過処理後、放射 性物質の濃度を監視しながら主排気筒等から放出する設計とする。 なお、排ガス減衰管は排ガスの通過に通常約30分、活		既許可と	の整合
活性炭ホールドアップ装置空気抽出器排ガス中のクセ ノンの通過に要する時間が 約 27 日間. クリプトンの通 過に要する時間が約 40 時 間	活性炭式希ガスホールドアップ装置 個 数 一式	性炭ホールドアップ装置は排ガス中のクセノンの通過に約 27 日間, クリプトンの通過に約 40 時間を要する設計とする。		既許可と	の整合

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
	(1) 排ガス前置除湿器 基 数 2 (予備 1) 形 式 冷却式			
	(2) 排ガス後置除湿器 基 数 2 (予備1) 形 式 乾燥材 (モレキュラーシーブ) 式			
	(3) 排ガス活性炭ベッド 基 数 20 (予備 2) 形 式 活性炭式充填式			
	(4) 排ガス後置フィルタ 基数 2 形式 高効率フィルタ			
	(5) 排ガス空気抽出器 基 数 3 形 式 空気駆動式(2),機械式(1)			
(iii) 排気筒位置 排気筒位置 原子炉から東側約 75m 排気筒高さ 約 140m	排 <u>気</u> …筒 接地点標高 約8m 排気筒高さ 約140m		設置変更許可申請書 (本文)の許可を受け た「排気筒位置」につ いては、本工事計画の 対象外である。	既許可との整合
(2) 液体廃棄物の廃棄設備	7.2 液体廃棄物処理系			
(i) 構造 ト(2)-①液体廃棄物はその発生源により、機器ドレン廃液、床ドレン廃液、化学廃液、洗濯廃液及び排ガス洗浄廃液に分類され、それぞれ機器ドレン処理系、床ドレン処理系、再生廃液処理系、洗濯廃液処理系及び排ガス洗浄廃液処理系で処理する。	7.2.1 概 要 液体廃棄物処理系は、機器ドレン処理系、床ドレン処 理系、再生廃液処理系、洗濯廃液処理系及び排ガス洗浄 廃液処理系で構成する。 <中略>	▶(2)-①液体廃棄物処理設備は、廃液の発生源により、機器ドレン処理系、床ドレン処理系、再生廃液処理系、 洗濯廃液処理系及び排ガス洗浄廃液処理系で処理する設計とする。	工事の計画の (2)-① は,設置変更許可申請書(本文)の (2)-① を総括して記載しているものであり整合して	
		5.1.1 通常運転時の一般要求 (2) 通常運転時に漏えいを許容する場合の措置 設計基準対象施設は、通常運転時において、放射性物質を含む液体を内包する容器、配管、ボンプ、弁その他の設備から放射性物質を含む液体があふれ出た場合においては、系統外に漏えいさせることなく、各建屋等に設けられた機器ドレン又は床ドレン等のサンプ又はタンクに収集し、液体廃棄物処理設備に送水する設計とする。	いる。	
		1.2 廃棄物処理設備 放射性物質を含む原子炉冷却材を通常運転時において 原子炉冷却系統外に排出する場合は、床ドレン及び機器 ドレン系のサンプを介して、液体廃棄物処理系へ導く設 計とする。		

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		1.4 排水路 液体廃棄物処理設備,液体廃棄物貯蔵設備及びこれら に関連する施設を設ける建屋の床面下には,発電所外に 管理されずに排出される排水が流れる排水路を施設しな い設計とする。 また,液体廃棄物処理設備,液体廃棄物貯蔵設備及び これらに関連する施設を設ける建屋内部には発電所外に 管理されずに排出される排水が流れる排水路に通じる開 口部を設けない設計とする。 1.2 廃棄物処理設備 流体状の放射性廃棄物は,管理区域内で処理すること とし,流体状の放射性廃棄物を管理区域外において運搬 するための容器は設置しない。			
ト(2)-②機器ドレン処理系に導かれた機器ドレン廃液等は、ろ過装置及び脱塩装置によって処理する。	7.2.2 設計方針 (1) 機器ドレン廃液は、ポンプ、弁等各機器からの漏えい水等である。これらの廃液は、廃液収集タンク等に集め、ろ過、脱塩処理した後、廃液サンプルタンクに移し、水質の結果により復水貯蔵タンクに回収、再使用するか、あるいは廃液収集タンクに戻して再処理する。	ト(2)-②液体廃棄物処理設備は、廃液の発生源により、機器ドレン処理系、床ドレン処理系、再生廃液処理系、洗濯廃液処理系及び排ガス洗浄廃液処理系で処理する設計とする。	工事の計画の (2) - ② は、設置変更許可申請 書 (本文)の (2) - ② を総括して記載しているものであり整合している。		
<u>▶(2)-②</u> 床ドレン処理系へ導かれた床ドレン廃液は,再生廃液処理系に移送し濃縮処理する。	(2) 床ドレン廃液は、原子炉建屋、廃棄物処理建屋、タービン建屋、固体廃棄物作業建屋(東海発電所及び東海第二発電所共用、既設)等で発生する。これらの廃液は、床ドレン収集タンクに集め、再生廃液処理系に移送し、濃縮処理する。				
<u>▶(2)-②</u> 再生廃液処理系に導かれた化学廃液等は、中和 後、濃縮装置によって処理する。	(3) 化学廃液は、復水脱塩装置等の樹脂の再生廃液、分析室ドレン等である。これらの廃液は、廃液中和タンクに集め、中和後、濃縮処理する。				
<u>▶(2)-②</u> 濃縮処理の際発生した濃縮廃液は、固体廃棄物として処理し、発生蒸気は凝縮後、機器ドレン処理系に移送する。	(4) 床ドレン廃液及び化学廃液を濃縮する際発生した濃 縮廃液は、濃縮廃液貯蔵タンクに集め、固体廃棄物と して処理する。				
ト(2)-②各処理系で処理された処理済液は原則として、回収、再使用するが、放射性物質濃度が低いことを確認した上で復水器冷却水放水路に放出する場合もある。	(5) 床ドレン廃液及び化学廃液を濃縮する際発生した蒸気は、凝縮させ凝縮水収集タンクに集め、機器ドレン処理系に送り、復水貯蔵タンクに回収、再使用するか、脱塩処理した後、凝縮水サンプルタンクに移し、放射性物質濃度が低いことを確認した上で、復水器冷却水放水路に放出する。				

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備	考
ト(2)-②洗濯廃液処理系に導かれた洗濯廃液は、ろ過装	(6) 洗濯廃液は、防護衣類等の洗濯廃液、手洗・シャワ				
置によって処理した後,放射性物質濃度が低いことを確	から発生する廃液である。これらの廃液は、洗濯廃液				
認した上で復水器冷却水放水路に放出する。	ドレンタンク(受タンク)に集め、ろ過処理した後、洗				
	濯廃液サンプルタンク(ドレンタンク)に移し、放射性				
	物質濃度が低いことを確認した上で、復水器冷却水放				
	水路に放出する。				
ト(2)-②排ガス洗浄廃液処理系に導かれた排ガス洗浄廃	(7) 排ガス洗浄廃液は、雑固体減容処理設備(東海発電				
液は、放射性物質濃度が低いことを確認した上で復水器	所及び東海第二発電所共用、既設)の排ガス処理に伴				
冷却水放水路に放出する。	って発生する廃液である。この廃液は、排ガス洗浄廃				
	液サンプルタンクに貯留し、放射性物質濃度が低いこ				
	とを確認した上で、復水器冷却水放水路に放出する。				
				既許可との	の軟合
	7.2.1 概 要			MITHIC (// 歪口
(ii) 廃棄物の処理能力	(中略)				
(2)-③液体廃棄物処理系の処理容量は,原子炉の起	液体廃棄物処理系は、本原子炉施設で発生する放射性	ト(2)-③放射性廃棄物を処理する設備は,周辺監視区域	工事の計画の (2)-3		
動、停止の態様を考慮して発生廃液量が最大と予想され	廃液及び潜在的に放射性物質による汚染の可能性のある	の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放			
る場合に対して十分対処できる大きさとする。	廃液を、その性状により分離収集し、処理する。	射性物質の濃度が、それぞれ、「核原料物質又は核燃料物			
濃縮装置、脱塩装置の除染能力は、廃液の発電所内再	液体廃棄物処理系により処理した後の処理済液は、原	質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度	と文章表現は異なる		
使用あるいは所外放出を可能とするのに十分なものとす	則として回収して再使用するが、試料採取分析を行い、	等を定める告示」に定められた濃度限度以下となるよう	が, 内容に相違はない		
<u>る。</u>	放射性物質濃度が低いことを確認して放出する場合もあ	に、発電用原子炉施設において発生する放射性廃棄物を	ため整合している。		
	<u>5.</u>	処理する能力を有する設計とする。			
(iii) 排水口の位置			設置変更許可申請書	既許可との	の整合
復水器冷却水放水路			(本文)の許可を受け		
			た「排水口の位置」に		
			ついては,本工事計画		
(0) 四伏皮克特の医克利伊	7.0 四件序落地加加70万		の対象外である。		
(3) 固体廃棄物の廃棄設備 (i) 構 造	7.3 固体廃棄物処理系 7.3.1 概 要				
(1) 博 垣 [(3)-①] 固体廃棄物の廃棄設備(固体廃棄物処理系)	7.3.1 仮 要 <u>固体廃棄物処理系は、</u> 廃棄物の種類に応じて、処理又	 ► (3)-① 固体廃棄物処理設備は、廃棄物の種類に応じ	工事の計画の (3)-①		
は、廃棄物の種類に応じて処理又は貯蔵保管するため、	は貯蔵保管するため、濃縮廃液貯蔵タンク、使用済粉末	て、濃縮廃液を乾燥・造粒固化する減容固化設備及び固	は、設置変更許可申請		
濃縮廃液貯蔵タンク、使用済粉末樹脂貯蔵タンク、使用	樹脂貯蔵タンク、使用済樹脂貯蔵タンク、クラッドスラ	化材と混練して固化するセメント混練固化装置(東海,	書(本文)のト(3)-①		
済樹脂貯蔵タンク、クラッドスラリタンク、廃液スラッ	リタンク、廃液スラッジ貯蔵タンク、床ドレンスラッジ	東海第二発電所共用(以下同じ。))、可燃性雑固体廃棄物	を含んでおり整合して		
ジ貯蔵タンク、床ドレンスラッジ貯蔵タンク、減容固化	貯蔵タンク, 滅容固化設備, 減容固化体貯蔵室, セメン	及び使用済樹脂並びに廃スラッジを焼却する雑固体廃棄			
設備、減容固化体貯蔵室、セメント混練固化装置(東海	ト混練固化装置(東海発電所及び東海第二発電所共用、	物焼却設備(東海、東海第二発電所共用(以下同じ。))、	. 20		
発電所及び東海第二発電所共用, 既設), 減容装置, 雑固	既設),減容装置,雜固体廃棄物焼却設備(東海発電所及	不燃性雑固体廃棄物を溶融・焼却する雑固体減容処理設			
体廃棄物焼却設備(東海発電所及び東海第二発電所共	び東海第二発電所共用、既設)、雑固体減容処理設備(東	備(東海、東海第二発電所共用(以下同じ。))で処理す			
用, 既設), 雑固体減容処理設備(東海発電所及び東海第	海発電所及び東海第二発電所共用, 既設), サイトバンカ	る設計とする。			
二発電所共用, 既設), サイトバンカプール, 固体廃棄物	プール、固体廃棄物貯蔵庫(東海発電所及び東海第二発				
貯蔵庫(東海発電所及び東海第二発電所共用, 既設), 給	電所共用, 既設), 給水加熱器保管庫, 固体廃棄物作業建	原子炉冷却材圧力バウンダリ内に施設されたものから			
水加熱器保管庫、固体廃棄物作業建屋(東海発電所及び	屋(東海発電所及び東海第二発電所共用、既設)等で構	発生する高放射性の固体状の放射性廃棄物(放射能量が			
東海第二発電所共用,既設)等で構成する。	成する。	科技庁告示第5号第3条第1号に規定するA ₁ 値又はA ₂ 値			
	なお、セメント混練固化装置、雑固体廃棄物焼却設	を超えるもの(除染等により線量低減ができるものは除			
	備,雑固体減容処理設備,固体廃棄物貯蔵庫及び固体廃	く)) を管理区域外において運搬するための固体廃棄物移			

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備	考
	乗物作業建屋は、東海発電所と共用する。 主要な固体廃棄物としては次のものがある。 (1) 濃縮廃液 (2) 使用済樹脂 (3) 廃スラッジ (4) 雑固体廃棄物(布、紙、小器具、使用済空気フィルタ等) (5) 第6給水加熱器等 (6) 使用済制御棒、チャンネルボックス等 固体廃棄物処理系統概要図を第7.3-1図に示す。	送容器は、容易かつ安全に取扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、 亀裂、破損等が生じるおそれがない設計とする。 また、固体廃棄物移送容器は、放射性廃棄物が漏えい し難い構造であり、崩壊熱及び放射線の照射により発生 する熱に耐え、かつ、放射性廃棄物に含まれる化学薬品 の影響及び不純物の影響により著しく腐食しない設計と する。 固体廃棄物移送容器は、内部に放射性廃棄物を入れた 場合に、放射線障害を防止するため、その表面の線量当 量率及びその表面から 1 m の距離における線量当量率が 「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関 する規則」に定められた線量当量率を超えない設計とす		*****	·
ト(3)-②濃縮廃液は、濃縮廃液貯蔵タンクで放射能を減衰させた後、減容固化設備で乾燥・造粒固化後、容器に詰めて減容固化体貯蔵室に貯蔵するか、貯蔵した後、セメント混練固化装置でドラム缶内に固化材(セメント)と混練して固化し貯蔵保管する。	7.3.2 設計方針 (1) 濃縮廃液は,放射能を減衰させた後,乾燥・造粒し容器に詰めて減容固化体貯蔵室に貯蔵するか又は貯蔵した後ドラム缶内に固化し貯蔵保管する。		工事の計画の (3)-② は、設置変更許可申請書(本文)の (3)-② を総括して記載しているものであり整合している。		
ト(3)-②フィルタ脱塩器から発生する使用済樹脂は使用 済粉末樹脂貯蔵タンクに、また、非助材型ろ過装置から 発生する廃スラッジはクラッドスラリタンクに貯蔵す る。	(2) 使用済樹脂には、原子炉冷却材浄化系及び燃料プール冷却浄化系スイルタ脱塩器から発生する使用済粉末 樹脂,復水脱塩装置及び液体廃棄物処理系脱塩装置から発生する使用済粒状樹脂がある。使用済粉末樹脂は、タンク内に貯蔵する。使用済粒状樹脂は、タンク内に貯蔵するか又は貯蔵し放射能を減衰させた後、焼 <u>却する。</u> 焼却灰は不燃性雑固体廃棄物として処理する。	備(東海,東海第二発電所共用 (以下同じ。) る設計とする。			
ト(3)-②脱塩装置から発生する使用済樹脂及び助材型ろ 過装置から発生する廃スラッジは、使用済樹脂貯蔵タン ク、廃液スラッジ貯蔵タンク若しくは床ドレンスラッジ 貯蔵タンクに貯蔵するか又は貯蔵し放射能を減衰させた 後、雑固体廃棄物焼却設備で焼却する。焼却灰は不燃性 雑固体廃棄物として処理する。	(3) <u>廃スラッジには</u> , 液体廃棄物処理系の非助材型ろ過 装置から発生するクラッドスラリ及び助材型ろ過装置 から発生するフィルタスラッジがある。クラッドスラ リはタンク内に貯蔵する。フィルタスラッジはタンク 内に貯蔵するか又は貯蔵し放射能を減衰させた後, <u>焼</u> <u>却する。</u> 焼却灰は不燃性雑固体廃棄物として処理す る。				
ト(3)-②可燃性雑固体廃棄物は、ドラム缶等に詰めて貯	(4) <u>可燃性雑固体廃棄物は、</u> ドラム缶等に詰めて貯蔵保				

設置変更許可申請書(本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備	考
蔵屋及より下町音(本文) 蔵保管するか又は雑園体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却 灰は不燃性雑固体廃棄物として処理する。 不燃性雑固体廃棄物は、圧縮可能なものは減容装置で 圧縮減容し、必要に応じて雑固体減容処理設備で溶融・ 焼却した後、ドラム缶等に詰めて貯蔵保管するか又は固 型化材(モルタル)を充填してドラム缶内に固型化し貯 蔵保管する。	管するか又は焼却し、焼却灰は不燃性雑固体廃棄物として処理する。不燃性雑固体廃棄物は、圧縮可能なものは圧縮減容し、必要に応じて溶融・焼却した後、ドラム缶等に詰めて貯蔵保管するか又はドラム缶内に固型化し貯蔵保管する。	上すぐ川四	TE G II.	н	· y
►(3)-②第6給水加熱器の取替えに伴い取り外した第6 給水加熱器 3 基等は、所要の遮蔽設計を行った発電所内 の給水加熱器保管庫に貯蔵保管した後、不燃性雑固体廃 棄物として処理する。	(5) 第6給水加熱器の取替えに伴い取り外した第6給水加熱器3基等は、給水加熱器保管庫に貯蔵保管した後、不燃性雑固体廃棄物として処理する。				
ト(3)-②使用済制御棒等の放射化された機器は、使用済燃料プールに貯蔵した後、固体廃棄物移送容器に収納しサイトパンカプールに移送し貯蔵保管する。	(6) 使用済制御棒、チャンネルボックス等の放射化された機器は、使用済燃料プールに貯蔵した後、サイトバンカプールに貯蔵保管する。				
▶(3)-②固体廃棄物作業建屋の仕分け:切断作業エリアでは、不然性雑固体廃棄物及び給水加熱器保管庫に貯蔵保管した第.6.給水加熱器等の仕分け、切断を行う。また、機器・予備品エリアでは、資機材の保管を行う。	(7) 固体廃棄物作業建屋(東海発電所及び東海第二発電所共用、既設)の仕分け、切断作業エリアでは、不燃性雑固体廃棄物及び給水加熱器保管庫に貯蔵保管した第.6.給水加熱器等の仕分け、切断を行う。また、機器・予備品エリアでは、資機材の保管を行う。				
(3)-③雑固体廃棄物焼却設備及び雑固体減容処理設備 からの排ガスは、フィルタを通し放射性物質濃度を監視 しつつ排気筒等から放出する。。 (3)-④ 固体廃棄物処理系は、廃棄物の破砕、圧縮、焼 却、溶融・焼却、固化等の処理過程における放射性物質	7.3.3 主要設備 (4) 雑固体廃棄物の処理 雑固体廃棄物の処理を行う設備は、雑固体廃棄物焼 却設備、減容装置及び雑固体減容処理設備(東海発電 所及び東海第二発電所共用、既設)である。 可燃性雑固体廃棄物は、ドラム缶等に詰めて貯蔵保管するか又は雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰	ト(3)-③固体廃棄物処理設備は、廃棄物の種類に応じて、濃縮廃液を乾燥・造粒固化する減容固化設備及び固化材と混練して固化するセメント混練固化装置(東海、東海第二発電所共用(以下同じ。)、可燃性維固体廃棄物及び使用済樹脂並びに廃スラッジを焼却する <u>雑固体廃棄</u>	工事の計画の (3)-3 は,設置変更許可申請書の (本文) (3)-4 を含んでおり整合している。		

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備	考
の散逸等を防止する設計とする。	は不燃性雑固体廃棄物として処理する。雑固体廃棄物 焼却設備の排ガスは、セラミックフィルタ及び高性能 粒子フィルタを通し(除染係数10 ⁵ 以上)(¹⁾ 廃棄物処 理建屋排気口(地上高約50m)から放射性物質濃度を 監視しつつ放出する。不燃性雑固体廃棄物は、仕分け し、圧縮可能なものは圧縮減容し、必要に応じて雑固 体減容処理設備で溶融・焼却した後、ドラム缶等に詰 めて貯蔵保管するか又は固型化材(モルタル)を充填 してドラム缶内に固型化し貯蔵保管する。雑固体減容 処理設備の排ガスはセラミックフィルタ及び高性能粒 子フィルタを通し(除染係数10 ⁷ 以上)(²⁾ (3)排気筒 から放射性物質濃度を監視しつつ放出する。	物焼却設備(東海、東海第二発電所共用 (以下同じ。))、不燃性雑固体廃棄物を溶融・焼却する雑固体滅容処理設備(東海、東海第二発電所共用 (以下同じ。)) で処理する設計とする。 「(3)-③ 気体状の放射性廃棄物はフィルタを通し放射性物質の濃度を監視可能な主排気筒等から放出する設計とする。 また、フィルタは、放射性物質による汚染の除去又は交換に必要な空間を有するとともに、必要に応じて梯子等	工事の計画の (3)-4) は、設置変更許可申請書の (本文) (3)-4) を含んでおり整合して		<u> </u>
[(3)-⑤]上記濃縮廃液等を詰めたドラム缶等は,所要の 遮蔽設計を行った発電所内の固体廃棄物貯蔵庫又は固体 廃棄物作業建屋の廃棄体搬出作業エリアに貯蔵保管す る。また,必要に応じて,固体廃棄物を廃棄事業者の廃 棄施設へ廃棄する。ただし,廃棄体搬出作業エリアに は,固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管したドラム缶を含め て,固体廃棄物を詰めたドラム缶を,廃棄事業者の廃棄 施設へ廃棄するための検査及び搬出までの間に限り,貯 蔵保管する。	(8) 固体廃棄物の貯蔵保管 固体廃棄物を詰めたドラム缶等は,所要の遮蔽設計 を行った発電所内の固体廃棄物貯蔵庫(東海発電所及 び東海第二発電所共用,既設)又は固体廃棄物作業建 屋の廃棄体搬出作業エリアに貯蔵保管する。また,必 要に応じて,固体廃棄物を廃棄事業者の廃棄施設へ廃 棄する。ただし,廃棄体搬出作業エリアには,固体廃 棄物貯蔵庫に貯蔵保管したドラム缶を含めて,固体廃 棄物を詰めたドラム缶を,廃棄事業者の廃棄施設へ廃 棄物を詰めたドラム缶を,廃棄事業者の廃棄施設へ廃 棄するための検査及び搬出までの間に限り、貯蔵保管	い設計とする。	設置変更許可申請書 (本文)の(3)-⑤)許可を受けた「固体廃棄物の貯蔵保管」については、保安規定に運用を記載していることから、整合している。		
なお、セメント混練固化装置,雑固体廃棄物焼却設備,雑固体減容処理設備,固体廃棄物貯蔵庫及び固体廃棄物作業建屋は東海発電所と共用する。	する。 <mark><中略></mark>	固体廃棄物処理設備は、廃棄物の種類に応じて、濃縮廃液を乾燥・造粒固化する減容固化設備及び固化材と混練して固化するセメント混練固化装置(東海、東海第二発電所共用(以下同じ。))、可燃性雑固体廃棄物及び使用済樹脂並びに廃スラッジを焼却する雑固体廃棄物焼却設備(東海、東海第二発電所共用(以下同じ。))、不燃性雑固体廃棄物を溶融・焼却する雑固体滅容処理設備(東海、東海第二発電所共用(以下同じ。))で処理する設計とする。			

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
(ii) 廃棄物の処理能力		【放射性廃棄物の廃棄施設】(要目表)]体廃棄物貯蔵設備		既許可との整合
	第7.3-1表 固体廃棄物処理系主要仕様	変 更 前	変 更 後 使田済約末樹脂貯繭タンク*1	
使用済粉末樹脂貯蔵タンクの容量は約 280m³,	(1)タンク類 タンク名 基数 容量 (m²/基) 材料 濃縮廃液貯蔵タンク 3 約90 炭素鋼 使用溶粉末樹脂貯蔵タンク 2 約140 ステンレス鋼 使用溶樹脂貯蔵タンク 2 約250 ステンレス鋼 クラッドスラリタンク 2 約250 ステンレス鋼 廃液スラッジ貯蔵タンク 2 約160 炭素鋼 康ドレンスラッジ貯蔵タンク 1 約110 炭素鋼	R	使用済粉末樹脂貯蔵タンク*1 たて篋円筒形 [144*2] 静水頂	タンク容量〉 数 144m ³ ×2=288

名	設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項		工事の計画 該当事項	整合性	備考
	使用済樹脂貯蔵タンクの容量は約 630m³,					既許可との整合
*11:記載の適正化を行う。既工事計画書には「胴」と記載。	ACTIVITY PRINTED TOWNS A CONTROL OF THE PRINTED TOWNS AND THE PRIN		名組 ② ② Z I ② Z I ② Z X X X X X X X X X	名	#脂貯蔵タンク 置円筒形*1 (132.5*2) か水頭*3 (65 1800*2 (8*2) (12*3) (00*2***8 現の丸み半径) (30*2**8 現の丸み半径) (4*2***9) (6*2***6) (3.7*2***8) (4.8*2***8) (5.2***8) (6.2***8) (6.2***8) (7.2***8) (8.2***8) (8.2***8) (8.2***8) (8.2***8) (8.2***8) (8.2***8) (8.2***8) (8.2***8) (8.2***8) (8.2***8) (8.2***8) (8.2***8) (8.2***8) (8.2***8) (8.2***8) (8.2***8) (8.2***8) (8.2***8) (9.2***8)	タンク容量×個数 132.5m³×1=504m³ タンク容量×個数 252m³×2=504m³ (p.10 の要目表) 132.5m³+504m³=

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項	工事の計画 該当事項	整合性 備 7	考
MEACH THILE (TA)	MEAAN THIE WITE WAY	【放射性廃棄物の廃棄施設】(要目表) 固体廃棄物処理設備 (2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度 に漏えい防止のための制御方法	既許可との 計算は p. 9 す。	整合
		種 類 一 たて	四節形 (252 ³¹) 水類 55 50 ⁸¹ (18,0 ⁸¹) (18,0 ⁸¹	
		瀬 え い 防 止 の	記載内容は、昭和58年2月 書類「V-2-1-2 固体廃棄 使用済樹脂貯藏タンク」に 記載内容は、設計図書による。	

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項		工事の計画 該当事項	整合性	備考
クラッドスラリタンクの容量は約 500m³,		【放射性廃置体廃棄物	棄物の廃棄施設】(要目表) 拧蔵設備		既許可との整合 タンク容量×個 数 252m ³ ×2=504m ³
		NT2 補窓 II R2	名	龙 入弁自動閉回路	
			*2: 既工事計画書に記載がないため、記載の適正化を行う。 13 目付け58 資庁第15229 号にて認可された工事計画の言葉物貯蔵タンクの強度計算書」のうち、「V-2-1-1-(1) よる。 *3: 既工事計画書に記載がないため、記載の適正化を行う。 る。 *4: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「全高」と記載 *5: 記載の適正化を行う。既工事計画書には、スカートから 「8810」と記載。記載内容は、設計図書による。 *6: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「制御方法」と	新付書類「V-2-1-1 固体廃 クラッドスラリタンク」に 記載内容は、設計図書によ 。 平板上端部までの高さである	

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
廃液スラッジ貯蔵タンクの容量は約 320m³,		【放射性廃棄物の廃棄施設】(要目表) 固体廃棄物貯蔵設備		既許可との整合 タンク容量×個 数
		名	特徴タンク 高形*1 61*5 10*5 10*	161m ³ ×2=322m ³

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項		工事の計画 該当事項	整合性	備考
設置変更許可申請書(本文) 床ドレンスラッジ貯蔵タンクの容量は約 110m³,	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	【放射性廃 固体廃棄物	棄物の廃棄施設】(要目表)	庁 <u>破ケンク</u> 8*1 1 ² 2)	備考
		NYZ ÀHOZ II RZ	胴板厚さき。 mm (8*2 鏡板厚さき。 mm 4400*2.** 鏡板の形状に係る寸法 (鏡板中央路内 440*2.** 変平板(屋根)厚さ mm 4.5*2.** 出口及びドレン管 台 厚 さ mm 48.6*2.** 大口管台外経 mm 48.6*2.** 人口管台外経 mm 48.6*2.** 村 胴 板*10 SM41A*11 新	で) ・ 半径) 変更なし ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
			注記 *1: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「円筒縦形(スカ・*2: 公称値を示す。 *3: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「大気圧」と記載。 *4: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「内径」と記載。 *5: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「胴板厚」と記載。 *6: 既工事計画書に記載がないため,記載の適正化を行う。記述 *7: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「鏡板厚」と記載。 *8: 既工事計画書に記載がないため,記載の適正化を行う。記載内付け建建発第160号に「届け出した工事計画の添付図面「第3-15 貯壌シン構造図」による。 *9: 記載の適正化を行う。既工事計画書には、胴の高さである「74(は、昭和49年3月11日付け建建発第160号に「届け出した工事計「第3-19図 床ドレンスラッジ貯蔵タンク構造図」による。 *10: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「胴」と記載。 *11: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「胴」と記載。	載内容は、設計図書による。 容は、昭和49年3月11日 図 床ドレンスラッジ 00」と記載。記載内容	

設置変更許可申請書(本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備	考
	<u> </u>	上事の計画 該ヨ事項	整 行 性	1/用	与
ト(3) -⑥ 減容固化体貯蔵室の容量は約 1 <mark>,</mark> 400㎡,	(3) 減容固化体貯蔵室 構 造 鉄筋コンクリート造 面 積 約 250m ² 容 量 約 1,400m ³	►(3)-⑥放射性廃棄物を貯蔵する設備の容量は、通常運転時に発生する放射性廃棄物の発生量と放射性廃棄物処理設備の処理能力、また、放射性廃棄物処理設備の稼働率を想定した設計とする。	工事の計画の (3)-⑥ は、設置変更許可申請書(本文)の (3)-⑥ を総括して記載しているものであり整合して		
ト(3)-⑥サイトバンカプールの容量は約1 <mark>,</mark> 900m³である。	(9) サイトバンカプール 基数 1 構造 鉄筋コンクリート造ステンレス鋼ラ イニング 容量 約1,900m ³		いる。なお、設置変更 許可申請書の(本文) ト(3)-⑥の容量及び保 管能力については、本 工事計画の対象外であ る。		
ト(3)-⑥固体廃棄物貯蔵庫は 2000 ドラム缶相当で約 73 <mark>、</mark> 000 本を貯蔵保管する能力がある。	(10) 固体廃棄物貯蔵庫A (東海発電所及び東海第二発電所共用,既設) 位置 発電所敷地内 構造 鉄筋コンクリート造 (地下1階,地上1階) 面積 延約5,300m ² 貯蔵能力 約25,000本				
	(11) 固体廃棄物貯蔵庫B(東海発電所及び東海第二発電所共用, 既設) 位置 発電所敷地内 構造 鉄筋コンクリート造 (地下1階,地上2階) 面積 延約10,000m ² 貯蔵能力 約48,000本 (200Lドラム缶相当)				
	<中略> 固体廃棄物貯蔵庫は、発生量の約 10 年分以上を貯蔵保管する能力がある。また、固体廃棄物作業建屋(廃棄体搬出作業エリア)は、廃棄事業者の廃棄施設へ搬出する船の積載量に相当する 200L ドラム缶で約 3,000 本を貯蔵保管する能力がある。				
ト(3)-⑥給水加熱器保管庫は、第6給水加熱器の取替えに伴い取り外した3基の第6給水加熱器等を貯蔵保管する能力がある。	(12) 給水加熱器保管庫 位置 発電所敷地内 構造 鉄筋コンクリート造 (地上1階) 容量 約5,100m³ (第6給水加熱器3基等)				

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
ト(3) - ⑥ 固体廃棄物作業建屋(廃棄体搬出作業エリア)は、2000 ドラム缶で約3,000 本を、廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄するための検査及び搬出までの間、貯蔵保管する能力がある。	(13) 固体廃棄物作業建屋(東海発電所及び東海第二発電所共用, 既設) 位置 発電所敷地内 鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨鉄筋コンクリート造及 び鉄骨造)(地上3階) 面積 固体廃棄物作業建屋の延面積 約6,200m² (廃棄体搬出作業エリアの延面積約2,700m²) (性分け・切断作業エリアの面積約900m²) (機器・予備品エリアの面積約1,400m²) 廃棄事業者の廃棄棄施設へ廃棄するための検査及び搬出までの間, 貯蔵保管する200Lドラム缶約3,000本(廃棄体搬出作業エリア)			